

松山市建設工事等請負業者入札参加資格

停止措置要綱の取扱いについて

松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱の事務処理に当たっては、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 入札参加資格停止について（第2条関係）

（1）入札参加資格停止を担当する課

入札参加資格停止に関する事務については、契約課において行うものとする。

（2）入札参加資格停止事案の報告

建設工事等を所管する各課長は、所管する建設工事等で発生した事故等について、直ちに報告を契約課に行うものとする。

（3）入札参加資格停止の決定

総務部長は、前項の規定により契約課長から報告を受けたとき又はその他の情報により有資格者に入札参加資格停止の事由があると認められたときは、副市長の決裁を受け入札参加資格停止を決定するものとする。

（4）総務部長は、入札参加資格停止を決定したときは適宜の方法により関係機関に通知するものとする。

（5）総務部長は、入札参加資格停止を決定するに当たり必要があると認めるときは、当該有資格者及びその関係者から事情を聞くことができる。

（6）入札参加資格停止の期間中の有資格者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、既に措置されている入札参加資格停止の残存期間の満了日の翌日とする。この場合、入札参加資格停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 共同企業体に関する入札参加資格停止について（第3条関係）

（1）第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加資格停止は、入札参加資格停止の期間中の有資格者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって、新たに入札に参加することが想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

（2）第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加資格停止は、入札参加資格停止の期間中の有資格者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基

づく入札参加資格停止については、第4条の規定に基づく短期加重措置の対象としないものとする。

3 入札参加資格停止の期間の特例について（第4条関係）

(1) 有資格者が別表各項の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加資格停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

(2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加資格停止の期間を超えてその入札参加資格停止の期間を定めることができる。

4 入札参加資格停止の通知等について（第5条関係）

(1) 総務部長は、入札参加資格停止を行ったときは、当該有資格者に対し「入札参加資格停止について（通知）」（別記第1号様式）により通知するものとする。

(2) 総務部長は、入札参加資格停止期間を変更したときは、当該有資格者に対し「入札参加資格停止の期間の変更について（通知）」（別記第2号様式）により通知するものとする。

(3) 総務部長は、入札参加資格停止を継続したときは、「入札参加資格停止期間終了（継続）通知書」（別記第3号様式）により通知するものとする。

(4) 総務部長は、入札参加資格停止を解除したときは、当該有資格者に対し「入札参加資格停止の解除について（通知）」（別記第4号様式）により通知するものとする。

(5) 総務部長は、入札参加資格停止の措置を受けたものとみなしたときは、当該有資格業者に対し「入札参加資格停止について（通知）」（別記第5号様式）により通知するものとする。

(6) 総務部長は、入札参加資格停止期間を変更又は解除したときは、適宜の方法により関係機関に通知するものとする。

(7) 総務部長は、別表第2第4項(1)又は(6)から(11)までのいずれかの措置要件に該当し入札参加資格停止を行ったときは、第6条第2項の規定に基づく改善措置の報告を徴するものとする。

(8) この取扱いで定める様式は、標準様式とし、市長が必要と認める範囲において変更して使用することができる。

5 入札参加資格停止情報の公表について（第10条関係）

(1) 公表時期

入札参加資格停止決定後、速やかに公表する。

(2) 公表方法

松山市ホームページへの掲載により公表する。

(3) 公表期間

入札参加資格停止期間満了までとする。

なお、この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、平成27年5月1日から施行する。

なお、この取扱いは、令和2年12月25日から施行する。

なお、この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、令和7年4月1日から施行する。

なお、この取扱いは、令和8年4月1日から施行する。

6 別表第1及び別表第2に関する措置要件の取扱い

別表第1関係

| 措置要件 | 運 用 |
|----------------------|--|
| 虚偽記載 | <p>履行実績、技術者の資格、履行経歴、社会保険等に係る加入の有無等について不実の記載をし、又は誇大な記載をしたとき。</p> |
| 粗雑履行 | <p>1 会計検査院の指摘により、又は検査若しくは監査の結果、粗雑履行が判明し、その責任が業者にあると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の返還対象となったとき。 ・文書による手直し又は補強工事を命じられたとき。 ・講評時等に指摘されたとき。 <p>2 死傷、損傷事故等が生じ、成果物に契約不適合があると認められたとき。</p> |
| 市発注建設工事等に 係る契約違反等 | <p>1 正当な理由が無く契約を履行しないとき又は完成期日に工事が完成できないとき。</p> <p>2 本市職員が行う監督、検査若しくは点検の実施を妨害し、又は指示に従わなかったとき。</p> <p>3 債権の無断譲渡が行われたとき。</p> <p>4 工事等下請通知書又は委託下請承認願の提出を怠ったとき。</p> <p>5 一括下請負（建設業法第22条第1項又は第2項違反）が行われたとき（再下請を含む）。</p> <p>6 正当な理由が無く契約を締結しないとき。</p> <p>7 その他契約条項若しくは建設業法に違反し、又は不誠実な行為（電子入札運用基準に違反し、ICカードを不正に使用等した場合を含む。）を行ったとき。</p> |
| 公衆損害事故 | <p>1 建設工事及び製造の請負、物品の調達並びに測量、設計、清掃等の委託業務以外の有資格者の業務で生じた事故を含む。</p> <p>2 「履行に当たり」とは、単に工事現場のみではなく資機材、排土等運搬中、又は土捨場、資材置場等を含む。</p> <p>3 自損事故、天災不可抗力による事故は含まない。</p> <p>4 市工事において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(1)の場合とする。ただし、(2)によることが適当である場合には、これによることができる。</p> <p>(1) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果</p> |

| 措置要件 | 運 用 |
|--------------|---|
| | <p>等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合</p> <p>(2) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合</p> <p>5 県内一般工事において、安全管理の措置が不適切であり、かつ、重大事故であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。</p> |
| 建設工事等履行関係者事故 | 公衆損害事故と同様 |

※ なお、別表第 1 関係の取扱いについては、製造の請負、物品の調達並びに測量、設計、清掃等の委託業務を含む。

別表第2関係

| 措置要件 | 運 用 |
|-----------|--|
| 贈賄 | <p>1 代表役員等とは、個人経営にあつては事業主、会社その他の法人にあつては代表役員及び代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員であること。</p> <p>2 一般役員等とは、代表役員等以外の役員、支店及び営業所の長（建設業許可で定められた支店、営業所）であること。</p> <p>3 使用人とは、代表役員等及び一般役員等以外の者を全て含む。</p> <p>4 他の公共機関の職員とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。さらに私人ではあつても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪で処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。</p> |
| 独占禁止法違反行為 | <p>1 独占禁止法第3条に違反した場合は、次の(1)から(4)までに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加資格停止を行うものとする。</p> <p>(1) 排除措置命令</p> <p>(2) 課徴金納付命令</p> <p>(3) 刑事告発</p> <p>(4) 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕</p> <p>2 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加資格停止を行うものとする。</p> <p>3 別表第2第2項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第2項に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。</p> |

| 措置要件 | 運 用 |
|-------------------|--|
| <p>独占禁止法違反行為</p> | <p>4 別表第2第2項の措置要件に該当した有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決又は確定した排除措置命令、課徴金納付命令において、当該独占禁止法違反の首謀者であることが明らかになったときは、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。</p> <p>5 別表第2第2項の措置要件に該当した有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項（過去10年以内に課徴金納付命令を受けた事業者が違反行為を繰返した場合の課徴金の加算）の規定が適用されたときは、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。</p> |
| <p>談合又は競売入札妨害</p> | <p>別表第2第3項の措置要件に該当した有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、談合又は競売等妨害に係る確定判決において当該談合又は競売等妨害の首謀者であることが明らかになったときは、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。</p> |

| 措置要件 | 運 用 |
|---------|---|
| 暴力団関係者等 | <p>1 総務部長は、別表第2第4項(1)から(11)までの取扱いについては、「市発注建設工事等からの暴力団排除に関する合意書」に基づき処理する。</p> <p>2 別表第2第4項(1)関係</p> <p>(1) 「経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 有資格者の設立に参加した者又は出資者で、事実上経営に関与している者。</p> <p>イ 有資格者の顧問、相談役等の肩書を有し、経営に関与している者。</p> <p>ウ その他実質的に経営の意思決定に影響力を有していると認められる者。</p> <p>(2) 「暴力団関係者」とは、次の者をいう。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員</p> <p>イ 松山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>3 別表第2第4項(2)関係</p> <p>「暴力的不法行為等を行ったとき」とは、原則として、有資格者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（以下「暴力団対策法施行規則」という。）第1条各号に掲げる犯罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。</p> <p>4 別表第2第4項(3)関係</p> <p>「暴力的不法行為等をさせたとき」とは、原則として、有資格者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をするよう唆し、暴力団対策法施行規則第1条各号に掲げる犯罪行為の教唆犯の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。</p> |

| 措置要件 | 運 用 |
|---------|---|
| 暴力団関係者等 | <p>5 別表第2第4項(4) 関係</p> <p>(1) 「準暴力的要求行為を行ったとき」とは、有資格者等が、暴力団の威力を示して暴力団対策法第9条各号に掲げる行為を行った場合をいう。</p> <p>(2) 「暴力団対策法第10条の規定に違反する行為を行ったとき」とは、有資格者等が、暴力団員に同法第2条第7号に規定する暴力的要求行為をするよう要求、依頼若しくは唆しをし、又は暴力団員による暴力的要求行為の現場に立ち会い、助勢した場合をいう。</p> <p>6 別表第2第4項(5) 関係</p> <p>「暴力的要求行為に関与したとき」とは、有資格者等が、暴力団員が暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為を行うとき又は行ったときに、相手方への連絡、口利き又は現場への同行をするなど、暴力的要求行為に至るまでに必要な行為をした場合をいう。</p> <p>7 別表第2第4項(6) 関係</p> <p>「暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 有資格者等が、用心棒代、地代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目を問わず、正当な理由がない金品を暴力団等に与えたとき。</p> <p>(2) 有資格者等が、暴力団等に事務所、住居若しくは車両等を提供し、又は貸与したとき。</p> <p>(3) 有資格者等が、暴力団等に対し、事業遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品、役務等を社会通念上不適切な内容で提供、貸与、支給する等、便宜若しくは支援を行ったとき。</p> <p>(4) 有資格者等が、商取引又は冠婚葬祭等の社会的儀礼行為において社会通念上適切な額を著しく超えて金品を暴力団等に与えたとき。</p> <p>(5) 有資格者等が、暴力団が組織として行う放免祝い、誕生会、事務所開き、葬儀等いわゆる「義理ごと」に、祝い金等の金品を供与し、又は建物、駐車場等を供与したとき。</p> <p>(6) 有資格者等が暴力団等を不当に高い額で下請業者として使用したとき。</p> <p>(7) 有資格者等が、暴力団等が関与する諸行事に、名目の如何を問わず資金的援助をしたとき。</p> |

| 措置要件 | 運 用 |
|---------|---|
| 暴力団関係者等 | <p>(8) その他名目の如何を問わず、有資格者等が、暴力団等の維持運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>8 別表第2第4項(7) 関係</p> <p>「暴力団の威力又は暴力団等を利用したとき」とは、暴力団等の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいい、必ずしも相手方に畏怖、困惑、不安又は迷惑の感を生じさせることを要しない。</p> <p>(1) 有資格者等が、暴力団の事務所若しくは暴力団関係者の自宅内等で、その場所にいることを強調し、又はその場所に来訪若しくは連絡することを要求したとき。</p> <p>(2) 有資格者等が、暴力団の名称、代紋等の入った名刺、バッジ等を示したとき。</p> <p>(3) 有資格者等が、自己と親交のある者が暴力団関係者であることを相手に告げ、若しくは察知させ、又は自己が暴力団関係者と親交のあることを承知している相手方に殊更に再認識させたとき。</p> <p>(4) その他不法、不当に暴力団の威力又は暴力団等を利用したとき。</p> <p>9 別表第2第4項(8) 関係</p> <p>「暴力団等を不当に利用したとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 有資格者等が、自己が請負った工事又は業務の全部若しくは一部を暴力団等に請負させたとき。</p> <p>(2) 有資格者等が、暴力団等から労働力の供給又は派遣を受けたとき。</p> <p>(3) 有資格者等が、暴力団等から物品の供給を受けたとき。</p> <p>(4) その他暴力団等を不当に利用したとき。</p> |

| 措置要件 | 運 用 |
|---------|--|
| 暴力団関係者等 | <p>10 別表第2第4項(9) 関係</p> <p>「暴力団等と社会的に非難されるべき関係」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 有資格者等が、暴力団等が関与する賭博、ノミ行為等に参画若しくは参加しているとき。</p> <p>(2) 有資格者等が、暴力団等の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織、団体の会員（無尽を含む）となっているとき。</p> <p>(3) 有資格者等が、暴力団等と共同事業を行っているとき。</p> <p>(4) 有資格者等が、暴力団等の事務所、自宅等に入出入りし、又は暴力団関係者が有資格者等の事務所、自宅等に入出入りする関係を有するとき。</p> <p>(5) 有資格者等が暴力団関係者とゴルフ、マージャン等の交遊をし、又は旅行若しくは飲食を共にするなどの関係を有するとき。</p> <p>(6) 有資格者等が暴力団関係者の誕生会、冠婚儀式等の行事に参列し、又は暴力団関係者が有資格者等の誕生会、冠婚儀式等の行事に参列する関係を有するとき。</p> <p>(7) その他密接な交友関係を有するとき。</p> <p>11 別表第2第4項(6) から(9)までの適用に当たっては、当該行為</p> <p>の頻度、範囲、特別な事情等を総合的に勘案するとともに、当該行為が暴力団等からの不当な要求によって行われているものと認められる場合には、有資格者等からの警察等関係機関への被害相談、申告等によって、入札参加資格停止措置を免除又はその期間を減輕することができるものとする。</p> <p>12 別表第2第4項(13) 関係</p> <p>(1) 当該措置要件は、有資格業者である下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）が、暴力団等から不当介入を受けながら、請負者への報告を怠った場合を含むものとする。</p> <p>(2) 同一事案において、当該行為に該当する有資格者等が別表第2第4項(1) から(12)までのいずれかの行為にも該当することが判明した場合は、当該行為ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものをもって適用する。</p> |

| 措置要件 | 運 用 |
|------------|--|
| 建設業法違反 | 一括下請負（建設業法第22条第1項又は第2項違反）等の建設業法違反が行われた場合で、監督処分があったとき。 |
| 廃棄物処理法違反 | <p>1 廃棄物処理法違反による入札参加資格停止は、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、同法違反の容疑により、逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき又は同法に違反し監督処分があったときに行うものとする。</p> <p>2 不法投棄とは、同法第16条に違反し、廃棄物を捨てた場合であること。</p> |
| 不正又は不誠実な行為 | <p>1 第7項（1）関係</p> <p>(1) 業務とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものであること。</p> <p>(2) 業務に関する不正又は不誠実な行為とは、原則として次の場合をいうものとする。</p> <p>ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、業務に関して法令違反等があった場合</p> <p>ウ ア又はイに該当する業務に関する法令違反等に関与したと認められる場合</p> <p>2 第7項（2）については、代表取締役等が私的不法行為を行ったとき。</p> |

※ なお、別表第2関係の取扱いについては、製造の請負、物品の調達並びに測量、設計、清掃等の委託業務を含む。

(第1号様式)

松()第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

松 山 市 長

入札参加資格停止について（通知）

このことについて、次のとおり入札参加資格を停止する。

(1) 「なお、改善措置をとった場合は、下記の入札参加資格停止期間満了日の1月前である 月 日までに松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱にある別紙誓約書を添えて改善措置報告書を契約課長あてに提出してください。」

1. 入札参加資格停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで (ヶ月間)

2. 入札参加資格停止理由

(注)

(1) は、第6条第2項の別表第2第4項(1)又は(6)から(11)までのいずれかの措置要件に該当し、入札参加資格停止措置を行った場合に使用する。

(第2号様式)

松()第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

松 山 市 長

入札参加資格停止の期間の変更について (通知)

さきに、年 月 日 松()第 号をもって通知した入札参加資格停止について、次のとおり当該入札参加資格停止の期間を変更したので通知します。

1. 変更前の入札参加資格停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで (ヶ月間)

2. 変更後の入札参加資格停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで (ヶ月間)

3. 理 由

(第3号様式)

松()第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

松 山 市 長

終了

入札参加資格停止期間

通知書

継続

さきに、 年 月 日 松() 第 号で通知した入札参加資格停止について、(1) 提出された改善報告の内容が適当でないと認める事由は存在しないため、 年 月 日をもって入札参加資格停止期間を終了することとしたので通知します。

(注)

入札参加資格停止期間継続通知書については、(1) 以下を「提出された改善報告の内容が適当でないと認められるため、入札参加資格停止期間を継続することとしたので通知します。」とする。

(第4号様式)

松()第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

松 山 市 長

入札参加資格停止の解除について（通知）

さきに、 年 月 日 松() 第 号で貴社の入札参加資格停止を行った旨通知したところであるが、この度、当該入札参加資格停止を解除したので通知します。

(第5号様式)

松()第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

松 山 市 長

入札参加資格停止について（通知）

この度、貴社が現在入札参加資格停止期間中である（1）から（2）に伴い、松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱に基づき、下記のとおり入札参加資格停止の措置を受けたものとみなすこととしたので通知します。

なお、本通知書を受理した者が当該措置に関し不服がある場合は、松山市に対して本措置がされた理由について説明を求めることができます。

1. 入札参加資格停止期間

年 月 日 から
年 月 日 まで (ヶ月間)

2. 入札参加資格停止理由（3）

（注）

- （1）には、入札参加資格停止の期間中の有資格業者名を記載する。
- （2）は、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ事実を簡明に記載する。
- （3）には、措置要件に該当する事実について、入札参加資格停止の期間中の有資格業者名、受け継いだ業務内容、概要等を記載する。